

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和5年9月12日(火) 午前10時～午前10時58分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 谷平敬子 副委員長 須藤智子 委員 梅村 均
委員 水野忠三 委員 大野慎治 委員 塚崎海緒
委員 木村冬樹

欠席議員 なし

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、総務部専門監 齋藤元英
秘書企画課長 秋田伸裕、同統括主査 小野誠、行政課長 佐野剛、都市整備課長 西村忠寿、同主幹 加藤淳、維持管理課長 田中伸行、同統括主査 寺尾健二、消防本部総務課長兼防災コミュニティセンター長 加藤正人、同主幹伊藤孝夫
事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第57号	岩倉市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第58号	岩倉市部設置条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第61号	岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第62号	岩倉市火災予防条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第72号	岩倉市道路線の廃止について	全員賛成 原案可決
議案第73号	岩倉市道路線の認定について	全員賛成 原案可決

◎委員長（谷平敬子君） 皆様、おはようございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

それでは、当局から挨拶をお願いします。

部長は挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆様、改めましておはようございます。

新聞報道でもありましたけれども、10月22日のダンスフェスに併せたダンスパレードの申込みが1次申込みで1万9,000人ぐらいということでした。市内の方が市外の方も連れて申込みができるんですけども、そのうちの8割ぐらいの方は岩倉市民ということで、計算すると市民のうち3人に1人はお申込みをいただいているという、すごい好評というか、反響があります。

本日から第2次申込み、ちょうどこの10時から第2次申込みで、市内、市外問わず申込みできるという第2次申込みが始まりまして、市としてもプロジェクトチームのメンバーを中心にコールセンター的のところを設けまして問合せ対応をしているところでございます。皆さんからは非常に関心をいただいておりますので、安全に皆さんに楽しんでいただけるよう、あと少しですけれども準備をしっかりとしたいと思っています。

本日、議案については条例の制定もございますし、大きな条例改正もございます。グループ長以上が出席しておりますので、丁寧な答弁に努めてまいります。よろしくをお願いします。

◎委員長（谷平敬子君） ありがとうございます。

それでは審査に入ります。

初めに、議案第57号「岩倉市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） この条例の制定の理由に、高齢期職員の多様な働き方のニーズに対応するためというので、僕高齢期職員というのを調べただけで、具体的に定義というのがあまりなかったんですけど、その定義というのはどういうものなんでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 今回の高齢者部分休業につきましては、地方公務員法を根拠につくっております。その規定では、条例で定めるところによりということで、条例で何歳から高齢期職員というのは決めていいよというような、そんなつくりになっております。

今回これを制定するに当たりまして、定年の引上げに当たる60歳以上のところから行うのか、それとももう少し年齢を下げた実施するのかというところ、当然議論になったんですけど、近隣の自治体の状況だとか、今はその条例で決めていいよとなっているんですけど、その前は55歳だというふうに明確に定めがあったんですね。そういったところも勘案しまして55歳以上ということで、今回定めさせていただきました。

◎委員（大野慎治君） 全協でも説明ありましたが、令和3年度ぐらいから総務省から、この条例の制定に向けて検討していただきたいという通知が出ているようですが、今年から定年延長が始まるということでこの条例を制定したと思うんですけど、今のこの条例の県内の制定状況を教えてください。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 県内の制定状況になります。

もともと平成16年から制度を設けられておりまして、それ以降に制定されていたのは豊田市さん、小牧市さんをはじめ6市ございました。今回定年引上げに伴って新たに制定された市町村が8市ございますので、岩倉を含めて合計14市となっています。

◎委員長（谷平敬子君） ほかにございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 私も、高齢期職員のところ、高齢者部分休業という言葉に非常に違和感があって、55歳からもう高齢者なんだというそういう。一般的には65歳からが高齢者と言われるものだというふうに思っていますので、何かこの言葉にはすごく違和感があるところです。

それはさておいて、先ほど平成16年にこの制度が国において創設されたということではありますが、改めまして定年延長の問題もあるということで今答弁の中にありましたけど、この時期にこの条例を制定するという、この岩倉市としての考えはどのようなものなんでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 昨年度末に、今回最初の定年引上げ、定年の引上げの対象になる方については、制度を説明しまして、退職なのか、再任用職員なのか、定年のそのまま常勤で働くか、そういったのを選択してもらうような説明会を設けました。

そこで、今、市としてはこういった高齢者部分休業についても考えているというようなお話をさせていただいて、一応そこで一定の今後の見通しですね、自分はこっちで行きたいという、そういう方向性は出させていただきました。

たけど、最終決定はこれからということになります。その前に制度を制定しまして、しっかりと制度をつくった上で選択していただくということで、9月に上程をさせていただきます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

昨年度の定年延長の説明の中で、いろいろ選択肢を設けていこうという、そういう趣旨でこの時期にということだったと思います。

それで、細かい点は規則で定められていくというふうなことになると思います。例えばその申請がいつ頃するのかだとかね。あるいは、そういうことによって人の配置が変わってくるということもありますので、こういった規則というのは、今準備段階であるのか、もうできているのか、いつ頃できるのか、こういったことを教えていただきたいと思います。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 今は準備中でございます。なるべく早く規則についてもつくりまして今回対象になる方に、そういった方にこういった手続が必要だよということは示していきたいというふうには思っております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

議会にも一定は示していただきますように、要望だけしておきます。

◎委員（梅村 均君） 現在の介護休暇の制度なんかも条例から見られるんですけど、そういった特別に一定の休暇が取れるような制度というのは、今は何か、どんなものがあるんでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 今介護に関する休暇というのは3つございます。

まず1つ目が、これは特別休暇ということで有給の休暇になりますけど、短期介護休暇というものがあります。こちらは、年度中に5日間取得ができるというものです。

それから、あとの2つについては、こちらは休んだ分給料が減額されるというものです。その1つ目が介護休暇で、これは1日または1時間単位で取得できます。ただ、通算で6か月以内しか使えないというものになります。それから、介護時間という制度があります。こちらは1日に2時間以内で取得できる。こちらは連続する3年の期間を取ることができるというものです。こちらはいずれも期間に限りがありますので、今回の部分休業については退職するまで使っていただくことができるという、そういう制度の違いはあります。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

いろいろあって、選択肢も増えるからいいというような御答弁もあったんですけど、そういう再任用の制度もありますし、会計年度任用制度もあった

り、こういう介護の休暇制度も幾つかある中で、やっぱりさらにこの高齢者部分休業を増やしていくという。もちろん、選択肢が増えるからいいんですが、本当にそれだけ、そういったところだけになるんでしょうか、何か増やしたときの理由があればちょっと聞かせてもらいたいなと思います。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 制度としては、会計年度任用職員ないしは再任用職員で短時間で働くという選択もありますし、今回は定年の引上げになります。

常勤職員としてフルタイムで働く中でも、定年まで働ける制度として今回設けようということによって新たに設けさせていただいておりますので、勤務時間がフルタイムの中で時間を短縮して働けるような形を設けさせていただこうという趣旨で、今回提案させていただいております。

◎委員（梅村 均君） 私からちょっと、最後にもう一つだけ。

年齢の55歳設定の意見というか質疑はちょっと出ているんですけど、やはりその辺少し気になる場所ですけれども、もちろんいろいろ近隣も調べられたりなんかされたということですけど、一般社会では多様な働き方というのはあるのでそういうところ、そういった働き方を率先していかなきゃいけないという思いも何かあるんですが、この市役所の業務として、こういう制度が本当に成立するんだろうかというようなところ、何かそういったところはあるんじゃないか、対応を何とかしていくとか、業務に支障がないように対応していくという、そういう考えの下でつくられていくものなんですかね。

本当にちょっと大丈夫なのかなあという、市役所の業務として支障がないのかという点では、何か考え方はありますか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 先ほども答弁のところでも申し上げましたが、やっぱり60歳からにするのか、55歳からにするのかというのは議論がありました。

ただ、やっぱり50代後半になってくると、この制度の趣旨、趣旨といいますか、利用の想定としまして体調があまりよくない方だとか、介護の必要の方というのは一定の可能性としてはあるだろうということで、30分単位から今回使えますので、そういった意味では広く勤務時間の設定ができるのかなというところで制定をさせていただいたような、そんなことになります。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） ありがとうございます。

人員の配置なども変更も必要になる可能性があるという御説明をいただいたと思うんですけども、やっぱり高齢の職員の担っている役割というのは

大きいと思うんですけれども、そういった中でどうやって人員をフォローしていくのかなというのがあるんでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 例えば役職に就いている者、課長だとかグループ長というのは、なかなかそこは少ない時間をじゃあ会計年度任用職員で埋めるかといったら、そんなことは多分できないと思います。

ただ、55歳以上の職員でいろいろな役職でいますので、そういったところで例えば会計年度任用職員でそういったカバーができるようなところがあればそういった配置も考えられますし、本当に、採る方の役職にもよると思いますけど、そこは柔軟に対応していきたいなというふうに思っています。

◎委員（塚崎海緒君） ありがとうございます。

会計年度任用職員で対応をしていく。

〔「言っていない」と呼ぶ者あり〕

言っていない……。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） そういうケースも考えられるというふうに申しております。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第57号「岩倉市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。採決の結果、議案第57号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第58号「岩倉市部設置条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 御質問させていただきます。

一部全員協議会等で質疑、御説明等あったところかと思いますが、確認も含めて2つほどお伺いをしたいと思います。

まず1番目といたしましては、その条例の改正前、従来の今の状態ですと学校教育課と子育て支援課が同一の教育こども未来部、同じ部の中に2つの課があるわけですが、この条例の改正後においては、子ども家庭課として、こちらは健康こども未来部のほうへ、そして学校教育課のほうは、教育部というふうに部をまたいで異なる部になるわけですが、部をまたいだ場合のその情報共有とか情報交換、それからあとは各課での所掌範囲といいますか、権限といいますか、そういうものの調整であるとか、そういうところはどのようにになっているのかお伺いをしたいと思います。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） まだ具体的に情報共有をどうやってやるかというのは決まっておりませんが、例えばですけど、部の間で情報交換をする、定期的にそういった場を設けるだとか、そういったことは考えられるのかなというふうに思っております。

所掌の件につきましては、現在同じ部にいても所掌が迷うような場合というのは、当然課の間で話し合いをして、これはこちらだろうという、そういうような決め方をしておりますので、それが部にまたがっても同じ話になると思います。課なのか、課の間なのか、部の間なのか、ケースによっては違うと思いますが、そういったところで話し合いをして所掌については決めていくのかなというふうに思っております。

◎委員（水野忠三君） ありがとうございます。

今後新しい改正後の機構になったときに、またいろんな課題などを抽出していただければと思います。

それから具体的な、例えば1人の児童・生徒さんが、例えば学校で問題行動を起こす、問題といいますか何か問題があった場合に、それが学校の問題だけであるだけではなくて、家庭で何か問題なり課題なりを抱えているという場合も想定できると思いますので、その学校教育の現場とか、学校教育だけではなくて、その子どもさんの家庭のほうとも密接に関わってくる、一人の児童の方の例えば学校での行動の問題が実は御家庭のほうにいろいろ課題があったりとか、そういうことも想定できると思いますので、情報共有等をよろしくお願ひしたいと思います。

そして、あと2つ目の質問でございます。

こちらのほうも機構の話で、条例改正前においては、総務部の中の行政課の中に契約検査グループというのがあり、それとは別にその会計管理者の下に会計課会計グループというのがあるわけですが、この条例の改正後におきましては、その会計管理者の下に会計管財課として、会計グループとそれから契約管財グループというふうに従前の契約検査グループと会計グループが1つの会計管財課というふうにまとめられていくわけですが、この点についての理由といいますか、主なこういうふうにまとめていくということについてのどういうメリットがあるのか、そういうことについて、これも御説明あったかと思いますが、確認の意味でお伺いしたいと思います。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君）　こちら、8月の全協でも御説明させていただきましたが、やはり人数が少ない所属、ここでは3名以下の所属といっていますけど、そちらのほうはやはり休みについても調整が必要で難しいというようなことも聞いています。あと、研修の機会なんかも人数の調整とか、そういうのも参加が難しいというふうに聞いております。

あとは、今回ありましたが、コロナにかかった場合なんかですね。その所属が立ち行かなくなるようなケースというのも想定されます。

そういったことを防ぐために、今回3人以下の所掌についてはできるだけなくそうということで、そういう検討を委員会のほうでしてきました。そういったことで会計課については、行政課から一部事務を持って行って人員を増強して、そういったリスク管理をしようというものでございます。

◎委員（水野忠三君）　行政の継続性ということで、感染症が起こったりとか、あるいは職員の方に今何か事情ができてお休みしなくてはいけないのが生じた場合でも継続的にということで御説明をいただいたと思うんですけども、あと、せっかく会計と契約管財と一緒になるということで、要するに会計的な視点と、それからいわゆる法律的な、契約、土地売買などを念頭に置いているわけですけども、その契約の法律的な視点と両方を兼ね備えて相乗効果が出るといいなというふうに思っております。御説明の点以外にそういうメリットもあたらなというふうに思っております。

また、それぞれの課再編後の課題、いろいろ実際に始まった後の課題というのをぜひまた抽出していただいて教えていただければと思っております。ありがとうございます。

◎委員（大野慎治君）　ちょっと素朴な疑問なんですけど、機構改革をして組織が変わるんですけど、会計課もそうなんですけど、今の契約グループが入ってきてね。

市役所内の階が変わったり、そちらの計画というのはどのように考えられているのかお聞かせください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） この後、各所属の人数を確定させていく作業をしていこうと思っています。そこで、今のフロアで入るのかどうか、そこで組換えが必要かどうかということこれから議論していくことを考えています。

◎委員（大野慎治君） じゃあ、これから議論する。

確定した段階で議会のほうにも報告していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑は。

◎委員（木村冬樹君） 組織機構の変更というのはいろいろ大変なことがありますし、実際に動き出してからまたいろんな課題が出てくるということもあろうかと思っています。

以前、市民部を廃止するという、そういう議案が出たときに反対の立場で議論をさせていただいたということもありますし、そういった点では、部が増えて、例えば健康福祉部長が戸籍だとか、あるいはマイナンバーのことを答弁するという実態がこの間ありましたので、そういったことが少し解消していけばいいかなというふうに思っているところです。

それで、具体的にちょっとお聞きしたいところはまず説明の中で、さくら・川・環境グループというのが新しくできて、そこで増員が必要になってくるだろうということだとか、長寿介護課も増員が必要になってくるという、こういう説明があったというふうに思います。実際、決算の審査をしまして、時間外勤務手当がどう増えているのかなというところもチェックをしているわけですけど、こういったところは少し手当が必要ではないかなというふうに思っていたところです。

それで、全体としてはどのくらいの増員になるというふうに人件費が幾らになるというのは本会議で聞きましたけど、全体としてはどのくらいの増員を考えているのかというのは、今分かる範囲でいいですので教えていただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 今回組織の見直しをするに当たっては、令和4年4月1日の職員の規模で検討しております。

育児休業を取られている方とか、休職されている方を除いて実際の実人数で事務分掌規則との兼ね合いをしながら検討させていただいております。実際のところ、それ以降、職員は増員されているので、現段階での精査はちょっとまだしていないところなんですけれども、基本的に職員を増員するとい

う考えはなくて、組織を見直し、事務を見直して、必要最小限の形で進めていきたいというふうに考えておりますので、基本的には組織が変わることによって職員が増員するというような形での検討はしていないという状況になりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

先ほど申し上げたような時間外勤務の関係なんかもよく考慮していただいて分散ができるような形で、1人の加重負担にならないような、そういう配慮が必要かなというふうに思っています。

それで、ちょっと大きなところでいうと機構図の案が議案の説明資料の中にあります。改正後で、福祉部という中に福祉事務所を兼ねるという形になっておりまして、また健康こども未来部の中の子ども家庭課の中にも福祉事務所を兼ねるということで、福祉事務所というのは様々な機能が必要なところであるものですから、こういった形になるのもあり得るのかなというふうに思いますが、福祉事務所長という体制はどのようになってくるのか、教えていただきたいと思えます。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 今回、その部分を検討するに当たって、子ども家庭課の児童虐待の関係、こちらは福祉事務所内に置かなければいけないという、そういう決まりがあります。ですので、福祉事務所長としては、福祉部長と健康こども未来部長、いずれも福祉事務所長というふうに位置づけることを考えています。

ほかの市でもちょっと確認させていただいたんですけど、2部にまたがって福祉事務所長がいるというケースはありますので、それも参考にさせていただいて今回決定をさせていただきました。

◎委員（木村冬樹君） 児童虐待なんかは子ども家庭課の中に属する所管事務になってくるということで、福祉事務所の兼務のほうが必要だということだと思います。体制としては、福祉事務所長というのは複数体制になるということですのでよろしいでしょうか。

あと、1人は部長職、1人は課長職という形になってきて、分けるものですから、そんなにこの2人が話し合っというふうにはならないのかもしれませんが、その辺の切り分け方というのはどのように考えているのでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） そうですね。おっしゃるとおり、福祉事務所長が2人いるというような状態となります。それぞれ、部に所掌されているその事務について決裁権限があるというような形で進めていきますので、その辺はしっかり整理されているかというふうに思えます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

これも実際に機構が変わったところの様子を見ながら、また議論していきたいと思います。

私も水野委員が先ほど質問した子ども家庭課と学校教育課の事務のすみ分けといいますか、そこは非常に難しい部分が出てくるのかなというふうに思っています、こども家庭庁というのが国がつくる関係で、こういう直接所管するところを全てここの子ども家庭課に持っていくということだというふうに思いますが、先ほど言った例えば生活保護世帯の子どもさんだとか、あるいは準要保護の世帯の子どもさんというのは、依然として学校教育課という所管になるのかどうかというところは、それはちょっと微妙なところがあるかなというふうに思っていますけど、その辺のすみ分けというのはどのように考えているのか、ちょっと再度教えていただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 本会議でもお答えさせていただいたんですけども、今子育て支援課は6階にございまして、学校教育課も同じ6階のフロアで以前の組織再編のときには窓口の一本化というところで窓口の部署を固めさせていただきました。今回、部署は今までどおり変わらない予定をしております、そこに福祉事務所、家庭児童相談室の機能が子育て支援課の6階、3階から6階に移るという形で、より連携が強化されると思っております。

教育部と健康こども未来部と部は分かれますけれども、お客様の窓口としては、より充実される形になるのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） いずれにしても、来年4月からの様子を見なきゃいけないかなというふうには思っています。

我々、議員だと議案質疑をするときにどこの課が答えるかというのは結構いろいろあるというふうに思っています、特に予算決算のときは、その非常にグレーゾーンの質疑なんかも出る可能性があるもんですから、その辺もちょっと対応していただきますようによろしくお願いします。

私からは最後ですけど、部や課の名称の検討がどうだったのかなというところで、例えば私たちも他市町に視察に行きますと結構個性的な名前の部や課があったりして、岩倉市も教育こども未来部ができて非常に特徴的な名称だなというふうに思っていたんですけど。

で、今回、さくら・川・環境グループというのができたりということで、少し名称もいろいろ検討したほうがいいんじゃないかなというふうには思うんですけど、その辺の検討はどうだったんでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 名称のところはやっぱり委員会の中でも議論になりまして、なるべく市民の方から見て分かりやすいものにしようという、そういった議論はありました。部の名前は、今回この条例を上げて決定しますが、課やグループについては、まだまだここから変更する可能性もあると思っていますので、今御意見があったことも頭に入れながら検討したいと思います。

◎委員（塚崎海緒君） この議案は議論になるだろう、議論というかいろいろと質問が出るだろうなと思って、事前に資料要求をさせていただきました。

岩倉市組織・機構検討委員会で検討されたということで、検討委員会の議事録を要求したんですが、令和4年10月の第2回までの議事録までしかなくて、その後の議事録がないということが分かり、いろいろ勉強をしたかったんですけども、職員からのどういった意見が反映されたり、どういった問題が議論されたのかを知りたかったんですけど、知ることができませんでした。

これの議事録がない状態でどうやってこの委員会を進めたのかお知らせいただきたいです。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 議事録は確かに3回以降、まだ作成ができておりません。それは申し訳ありません。ほかにも優先すべき業務がありましたので、そこはちょっと遅れております。

ただ、議論自体は議事録なしでも、できないということはありませんので、そこはちゃんと出てきている委員が前回の出たことも踏まえた上で意見を出しておりますので、しっかりと議論はできているというふうに思います。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第58号「岩倉市部設置条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

[発言する者あり]

◎委員長（谷平敬子君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（谷平敬子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

挙手多数であります。採決の結果、議案第58号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第61号「岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第61号「岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第61号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第62号「岩倉市火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） このところ火災予防条例の一部改正が結構多くて、新しい技術が開発されていく中で、それに見合った法改正がされて条例も変えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っています。

それで、いろいろ変わるところがあるんですが、ちょっと分からないのが、議案説明資料の主な改正内容の1番のところの発電設備及び蓄電池設備について、キュービクル式以外のものについても、一定の建物との距離を置かなきゃいけないということになっています。

それで、ここだけちょっと法律の範囲かなと思いますけど、具体的にどのぐらい距離を保たなきゃいけないのか教えていただきたいというふうに思います。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） 御質問いただきました換気、点検及び整備に支障のない距離とは、設備の前面または操作面は1メートル以上、点検面は0.6メートル以上、換気面は0.2メートル以上の距離を保つようにということで総務省消防庁の通知により示されているところでございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

そこで、実際にもうこういう設備を設置されてしまっている人がいるのかどうかちょっと分からないところなんですけど、市民の中で既に設置されたものを移動させなきゃいけないというような事例は、起きないということを確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） 今般の改正によって、新条例の規定に適合しないこととなる既存の設備、これについては従前の例によるものと附則で経過措置を定めているものですから、変更等の必要はないということでございます。

◎委員（大野慎治君） 消防の予防グループは、すごく毎日勉強されていてあれなんですけど、基本的なことを教えてください。

こうやって火災予防条例が一部改正になったときの周知徹底というのは、どのように今、今までもこれからもされていくのか教えてください。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） 火災予防条例の中で、いろいろ規制をさせていただく安全基準を定めている設備というのがいろいろあるわけですが、それぞれ設備によって、どの範囲で規制するのか、また届出はどの範囲なのかというものがそれぞれ設備によって変わってきたりするんですが、例えば規制の対象であるにもかかわらず、届出の対象ではないものとか、例えばじゃあそういったものというのは、我々はどのように確認するんだということも自分自身もそういったことを思ったりしたことが実際あるんですけれども、そういったところについては、関係業界がそれぞれそれにつ

いての実際工事をする代理店まで、そういった法令、条例改正があるたびに実際工事を担当する代理店のところまで連携を取って法改正が変わったよというようなことを周知するようになっていくことを確認していきまして、その届出がない以上、我々も分からないものですから、そういったところに期待するよりほかないんですけれども、ただ、ほとんどの場合、設置する前に業者から相談等がございますので、そのときに確認をさせていただいているというのが現状でございます。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第62号「岩倉市火災予防条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第62号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第72号「岩倉市道路線の廃止について」を議題といたします。当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 道路線の廃止、次の道路線の認定、これは石仏公園の整備に伴って行うものだというのは認識しておるんですが、石仏公園の整備が来年後半の時期に発注されると思うんですけど、工事が開始されると思うんですが、なぜこの時期に道路線の廃止の認定をされるのかお聞かせください。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 今御質問いただいた件につきまして、9

月中に公園のほうの用地買収、今年度予算をいただいて、最後の1筆を用地買収を9月中に今のところは用地買収のほうを予定させていただいております。用地買収の完了後に廃道手続を経て、公園敷地内に新築する建物の建築確認申請を今年度中に行う予定でございます。

来年度から2か年で公園整備工事のほうを始めていくに当たって、6月の全員協議会でも御報告させていただいたんですけど、公園の中で管理棟という新しい建物を建てるものですから、その工事のほうを滞りなく進めていくに当たって、今年度中に建築確認のほうを完了させていきたいなと考えておりました、今の時期に恐れ入りますが、廃道と認定の議案のほうを提出させていただいたという形になります。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑は。

◎委員（梅村 均君） 北505号線のところで、もう線路沿いに沿って廃止されるんですけど、この石仏公園ができるちょうどグラウンドの辺り、設置する辺り、ここも廃止をされるんですけど、このグラウンドのところって、この石仏公園が整備される設置面というんですかね、その部分のところは進入がもうできない、何か完全なその石仏公園の施設という見栄えになってしまいうんでしょうか。道路としては、もう残らないという見た目、そういう意味でいいんでしょうか。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） こちらも6月の全員協議会で少し計画平面図のほうをお示しさせていただきました。

線路側のこの北505号線の廃止部分につきましては、今のところ議案質疑でもお答えさせていただいたんですけど、臨時駐車場と駐輪場を予定させていただいております。現状では、この道路をそのまま活用させていただいて駐車場から南側に駐車場を整備していくに当たって、イベント等の混雑時には、少し出入口が混雑するということで、出入口、入り口を南側の西側に要は入っていただいて一方通行という形でこの道路のほうを通っていただいて少し抜けるような対策のほうを考えております。今のところ現状としては、その道路をそのまま活用して公園の一部に取り込むという形で予定のほうをさせていただいております。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

確かに駐車場を使うということはお聞きしていたんですけど、そうするとふだんは通行とか犬のお散歩だとか、そういうことはできるというふうにも考えていいわけですか。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 今御質問のあったとおり、通常のそういう活動においてはオーケーというか、そういう形でできるようになっており

ます。お願いします。

◎委員（梅村 均君） ということは、あえてここを道路と認定しないということは、認定しないほうが施設の駐車場ですとかそういうことにも活用がしやすいし、逆に道路のままにするとそういう駐車場等の使い方が難しくなるだとか、やっぱりそういう事情もあるんでしょうか。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） こちらの道路のほう、ちょっと言葉足らずで申し訳なかったんですけど、車止めのほうを南北のほうにさせていただきます。

イベントの活用時においては、随時車止めのほうを外させていただいて車が通れるような形になりますが、通常時は車両は少し、通行できない形になりますが、歩行者とか自転車のほうは通行できるような形になります。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第72号「岩倉市道路線の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第72号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第73号「岩倉市道路線の認定について」を議題とします。
当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第73号「岩倉市道路線の認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第73号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続いて、総務・産業建設常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（谷平敬子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

お手元に配付いたしました資料のとおり、議長へ継続審査の申出をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。